山梨学院大学大学院学費等納入金に関する規程

（平成16年４月１日制定）

（目的）
第１条　山梨学院大学大学院の学費等納入金（以下、「学納金」という。）に関しては、山梨学院大学大学院学則（以下「学則」という。）及びこの規程の定めるところによる。
（定義）
第２条　この規程の学納金とは、入学金、授業料、教育充実費及び在籍料をいう。
（学納金の金額）
第３条　学納金は学則第35条別表３及び別表４で定める金額とする。
２　第13条に規定する研究生が、山梨学院大学大学院に正規生として入学する場合は、その正規生としての入学金を免除する。
（納期）
第４条　学納金の納入は一括納入を原則とするが、入学金を除く他の学納金は前期と後期に分けて分割納入することができる。ただし、次の期日までに納入しなければならない。
⑴　前　期　　　前年度２月末日
⑵　後　期　　　７月末日
２　学納金のうち在籍料については、第１項に掲げる納期を適用せず、納期を別に定めることができる。
（納入方法）
第５条　学納金の納入方法は、指定する銀行への振込とする。
（延納手続及び延納期間）
第６条　経済的な事情等により、第４条に定める納期までに学納金を納入できない場合は、納期までに所定の延納願を学事センター大学事務室に提出し、学長の許可を得なければならない。
２　延納を許可する最長期間は次の期限とする。
⑴　前　期　　　前年度３月末日
⑵　後　期　　　８月末日
（督促）
第６条の２　第４条及び第６条に規定する納期及び延納期間を超過してもなお納入しない者には、第８条に規定する納入期限までの間に、当該学生に対して納入の督促をおこなう。
（受験資格の停止）
第７条　学納金の納期、又は延納期間まで完納しない者は、定期試験及び最終試験の受験資格を停止することができる。
（除籍）
第８条　第６条の２に基づく督促をしてもなお納入しない者については、３月10日を納期とし、３月15日付にて大学協議会の議を経て、学長が除籍する。ただし、前期卒業者にあっては、８月10日を納期とし、８月15日付にて学長が除籍する。
２　除籍された者は、学生としての一切の身分を失う。
（復籍）
第９条　前条により除籍された者で復籍を願い出る場合は、未納となっている学納金を納入し、復籍願を提出しなければならない。
２　復籍の願い出期間は、前期にあっては８月末日、後期にあっては３月末日とする。
（休学者及び退学者の学納金）
第10条　休学を許可された者は、学則第35条に規定する在籍料を納入しなければならない。
２　休学を年度途中より許可された場合も、前項に規定する在籍料を納入しなければならない。ただし、休学期間中の授業料及び教育充実費（以下、「授業料等」という。）については、月割計算により休学した日の属する月以降のものを返還する。
３　授業料を未納のまま休学又は退学を願い出た場合は、これを許可しないことがある。
（再入学者の学納金）
第11条　再入学を許可された者の学納金は、当該年度の入学者と同額とする。
（長期履修学生の学納金等）
第12条　長期履修学生に係る学納金等については、「山梨学院大学大学院長期履修学生学費等納入金に関する規程」に定めるとおりとする。

（研究生、科目等履修生、特別聴講生、委託生の学納金等）

第13条　研究生、科目等履修生、特別聴講生、委託生に係る学納金等については、「山梨学院大学大学院研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託生の学費等に関する規程」に定めるとおりとする。

（前期修了を許可された者の学納金）

第13条の２　学則第35条の２の規定により、前期修了を許可された者に対する学納金については、学則第35条別表３で定める金額のうち、入学金を除いた金額の半額とする。

（復学）

第14条　休学者が復学を許可されたときの学納金の金額は、入学した年度の学納金の金額とする。

（学納金の返還）

第15条　既納の学納金は如何なる事由があっても返還しない。ただし、以下の各号に該当する場合は、既納の学納金を返還することができる。

(1)　指定期日までに入学辞退を届け出及び学納金の返還を申し出た場合には、入学手続時に納付した入学金を除く授業料、教育充実費を返還することができる。ただし、入学予定者の死亡により入学辞退となった場合は、入学金も含めて返還することができる。

(2)　学生が死亡により除籍となった場合には、既納の学納金の月割計算により除籍された日の属する月の翌月以降の授業料、教育充実費を返還することができる。ただし、未納の場合は、その全額を免除する。

２　前項の規定に係わらず、学則第35条の規定により在籍料のみを徴収する場合において、既に納入を済ませている授業料等については、在籍料の納入が確認された後に返還する。

（規程の改廃）

第16条　この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、2022年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2023年２月24日から施行する。

附　則

この規程は、2024年４月１日から施行する。

１　この規程は、2024年度の学費等納入金の納入から遡って適用する。